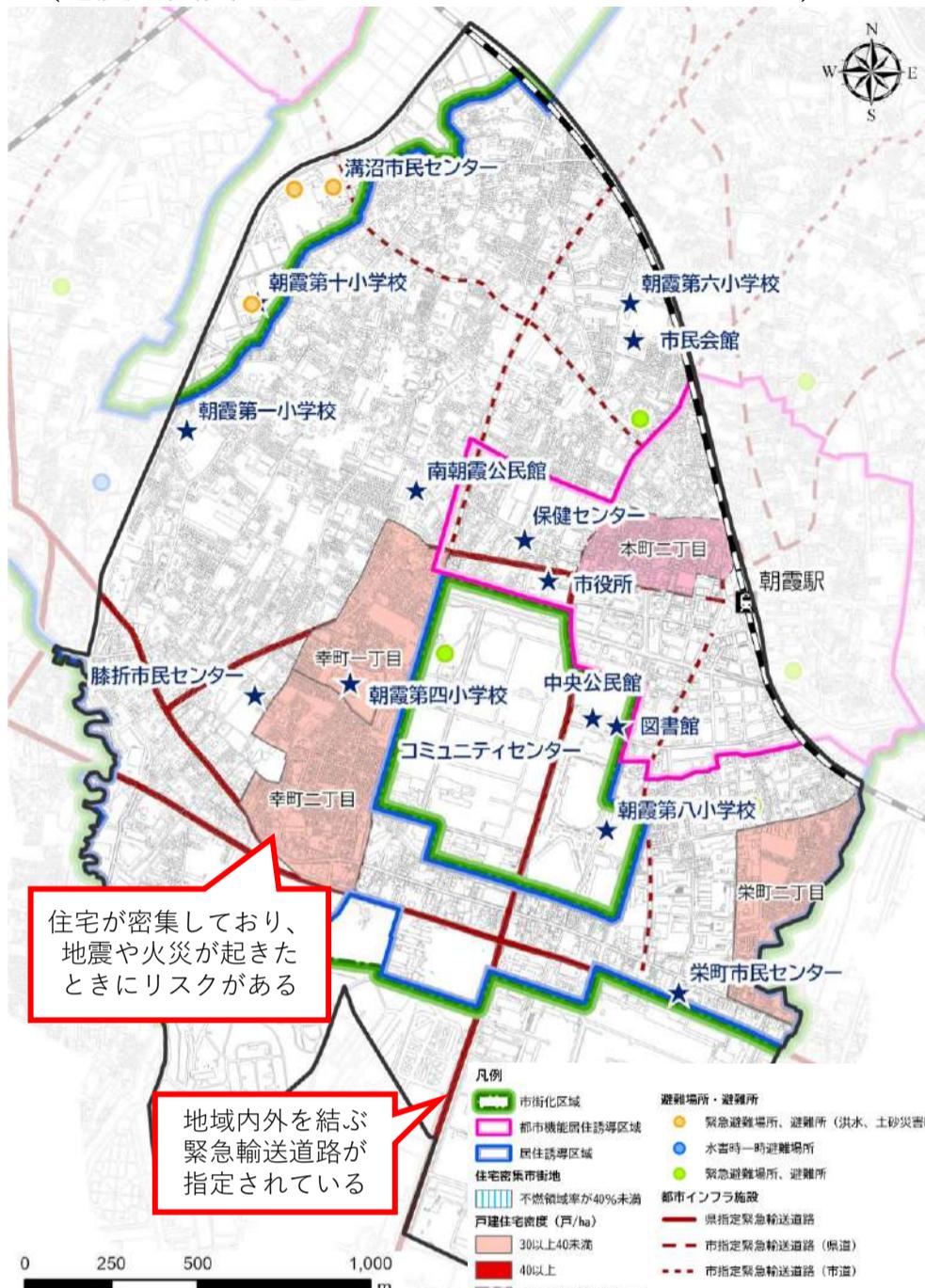


安ハザードマップ

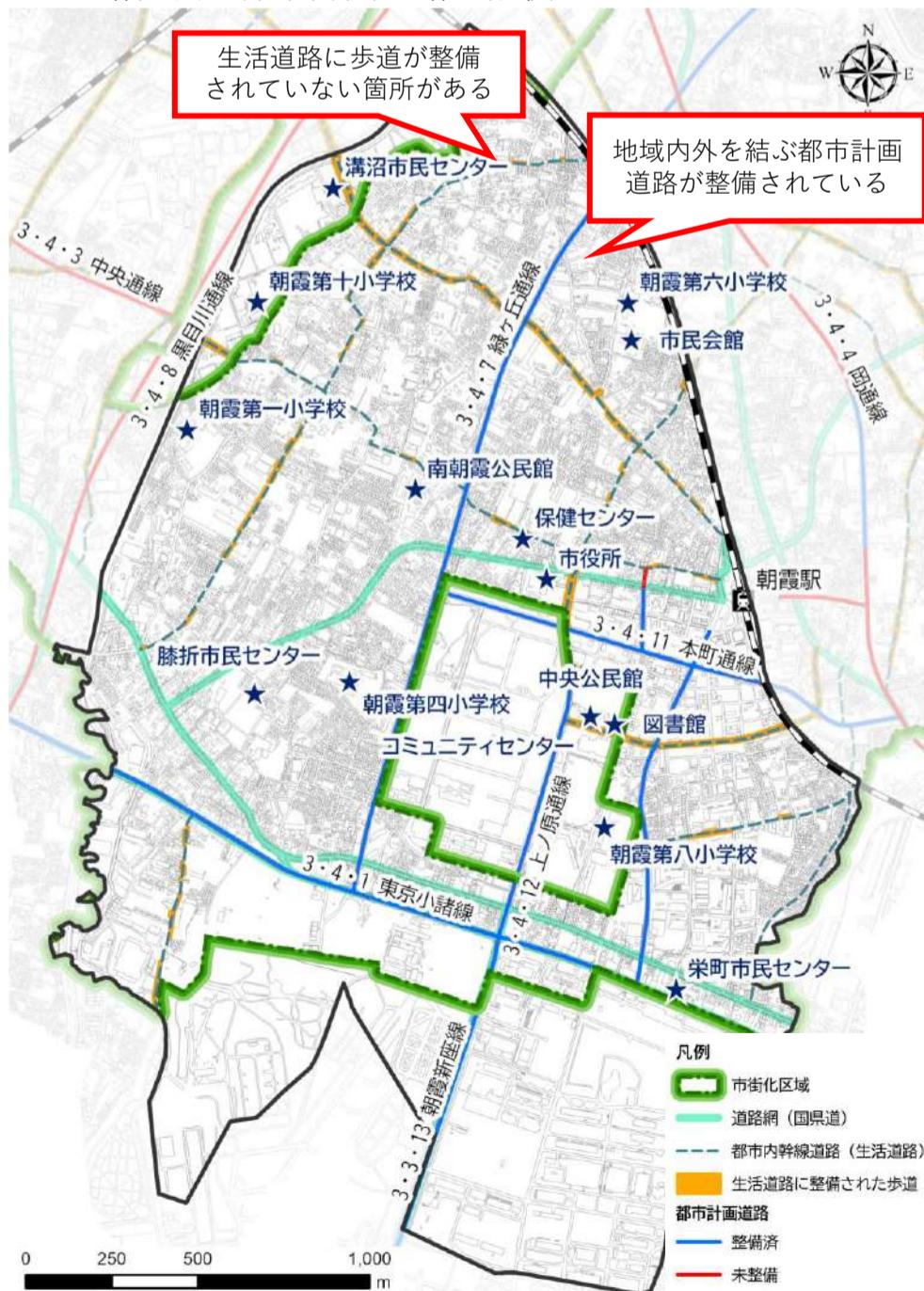
■住宅密集市街地 (地震や火災が起きたときにリスクがあるエリア)



(出典：朝霞市立地適正化計画、朝霞市資料)

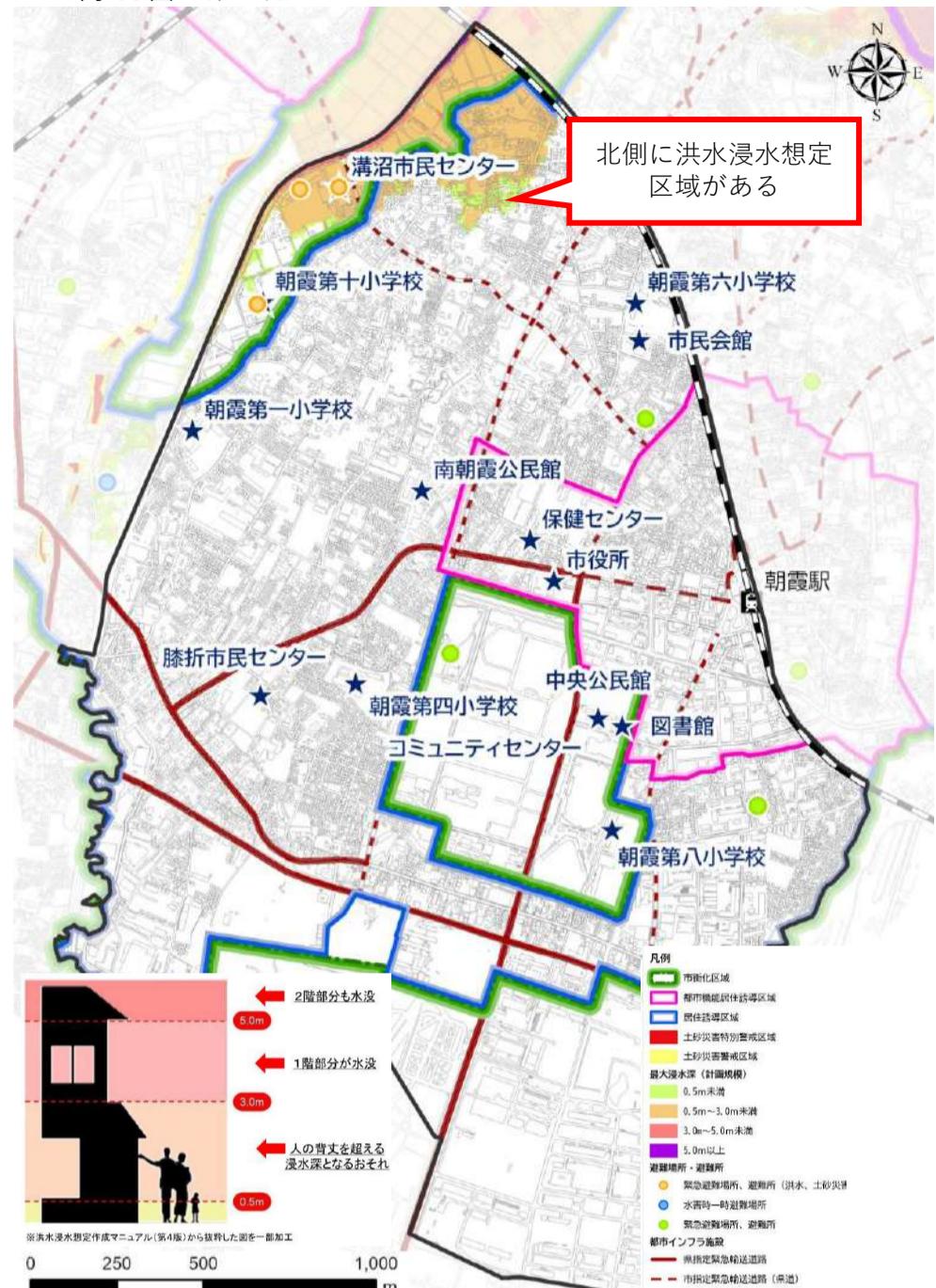
移 道路の整備状況

■道路網及び都市計画道路整備状況



(出典：朝霞市資料)

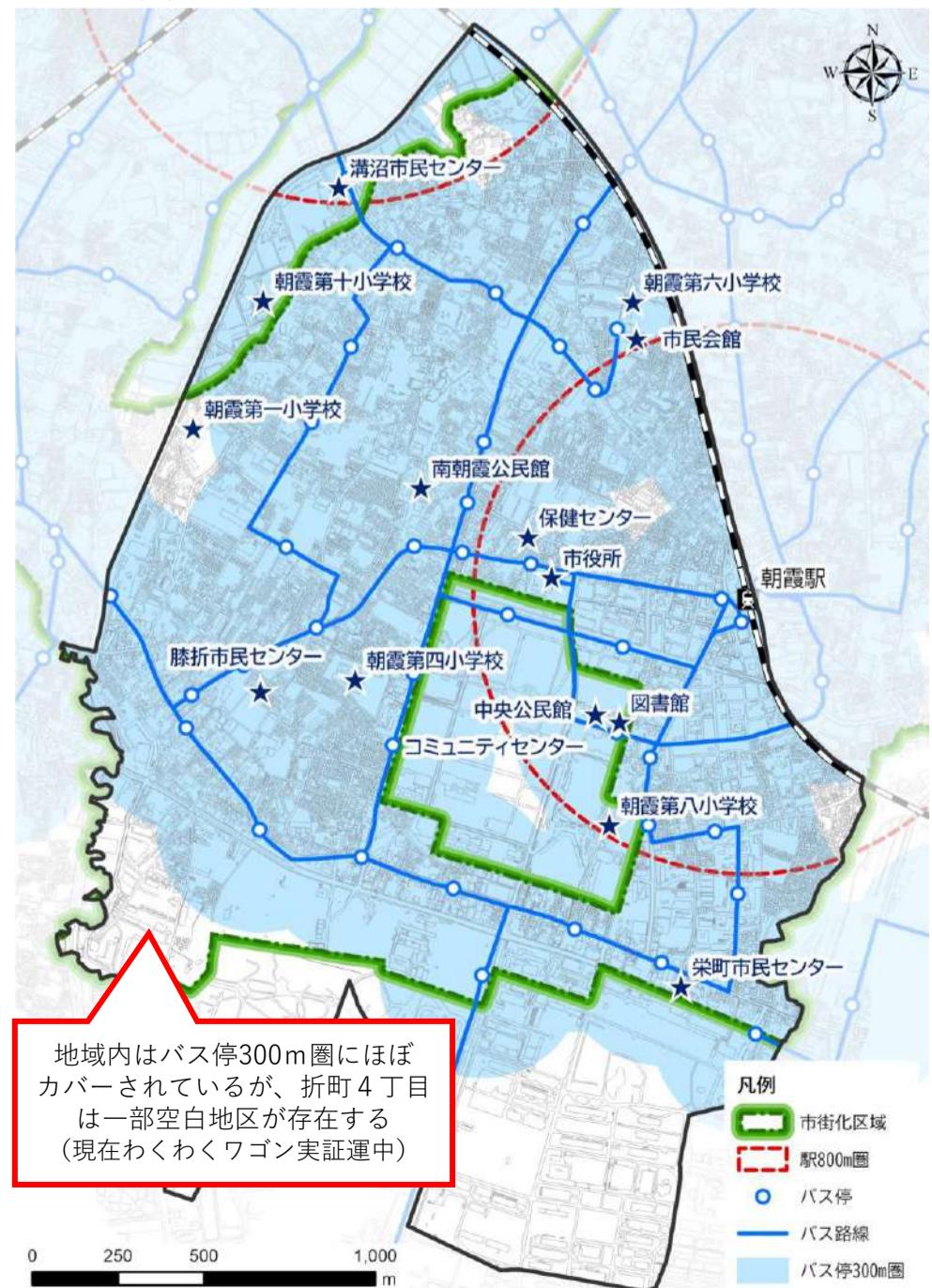
■洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域



(出典：朝霞市立地適正化計画、朝霞市資料)

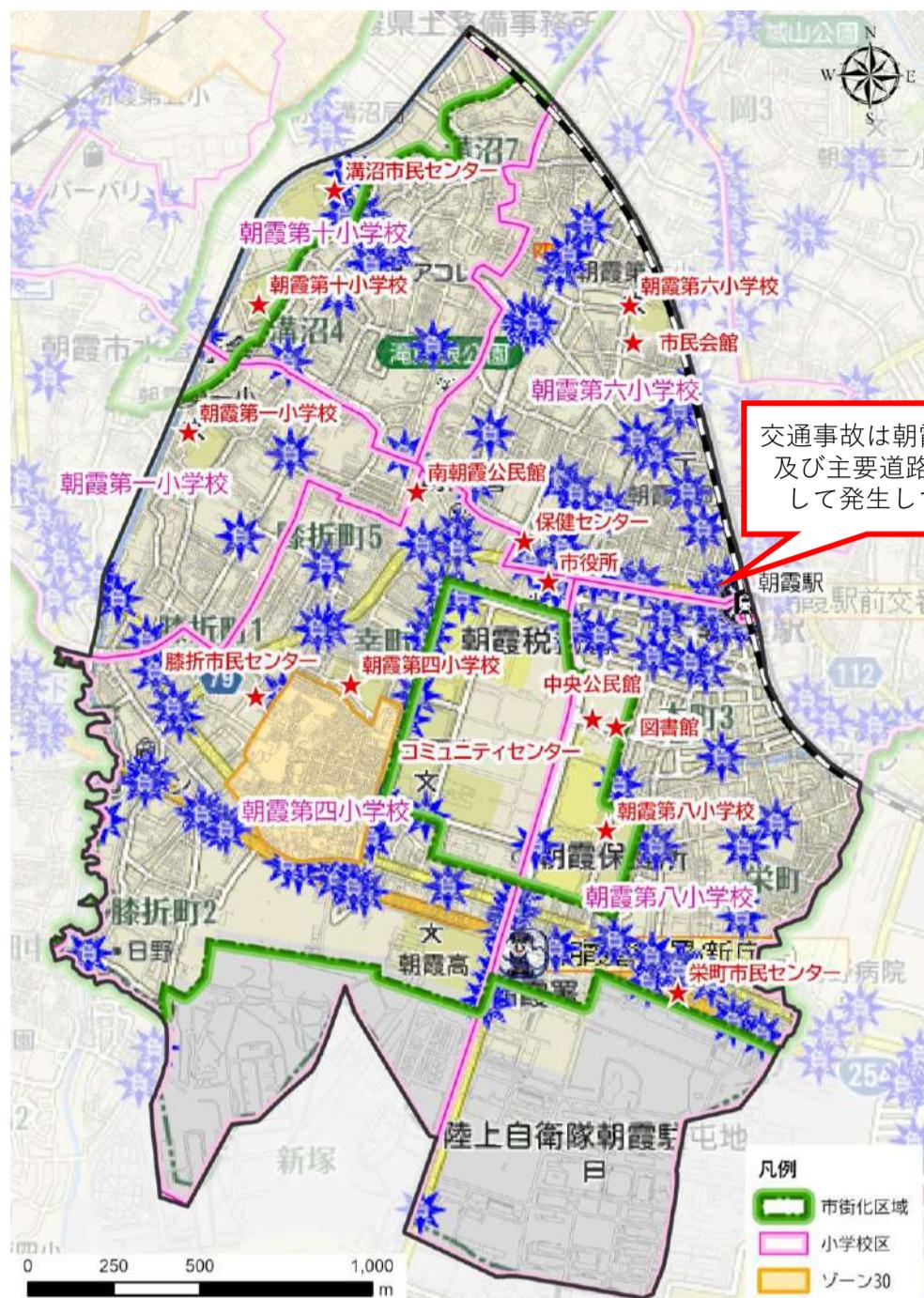
移 公共交通

■公共交通



(出典：朝霞市立地適正化計画、令和7年8月時点の路線を反映)

■交通事故発生箇所の分布 (R5.6—R6.6)



(出典：事件事故発生マップ／埼玉県警察)

■犯罪発生箇所の分布 (R5.6—R6.6)



(出典：事件事故発生マップ／埼玉県警察)

これまでの都計審や庁内検討委員会で頂いたご意見とその対応方針（その後の状況）※対応方針が整理できたもの

ご意見（要約）	対応方針（過去審議会で提示）	対応方針に対する状況
R6.1.25 庁内検討委員会 前回都計審で受けた主な意見を載せているが、実際受けた意見は資料で提示した内容より厳しいものである。次回の都計審をスムーズに進めるために、それぞれの意見に対する対応をきちんと整理しておく必要がある。	ご指摘を踏まえ、第4回都市計画審議会では第3回での意見に対する対応を資料に整理し提示した。	すべての議事録を確認し、一覧表として整理している。これまで対応方針をお示しできていないご意見について、今回対応完了しているものを配布した。その他、まだ対応できていないご意見については、次回一覧表をお示しする。
R6.6.11 庁内検討委員会 現段階は、重点地区の設定有無はまだ不明なのか。	重点地区の設定の有無は未決定であり、アンケート等を踏まえ、全体的に見て地域拠点を設けるのか検討し、今後、庁内検討委員会で示したい。	まちづくり重点地区は、現行計画において立地の優位性を活かしたまちづくりを重点的に行っていく具体的な地区を位置付けたものだが、改定にあたっては、自然と利活用調和ゾーンとして広く取り、より利活用の可能性のあるエリアを、「利活用の核となるエリア」として位置付けることとした。
産業の誘致を考えた際に、254バイパスの開通の影響で周辺地区が重点地区になることがあるのかと思う。上下水道が入っておらず浄化槽になるので、実際に立地できるのは物流施設しかないが、立地適正化計画の中では整合性は取れているのか。	254バイパスについては、立地適正化計画を策定した際に、都市機能補完ゾーンという市独自の区域を設定している。災害が発生する地域であることから、住宅でなく、産業の立地場所として利用してもらうような位置づけを行う可能性はある。立地適正化計画の中では、「国道254号バイパスの整備に合わせた沿道土地利用の促進を図る」と書かれており、具体的な商業等については述べていない。	左記のとおり立地適正化計画との整合は図られている。引き続き「国道254号バイパス沿道の土地利用について（案）」とも連携しながら検討していく。
R6.7.2 都市計画審議会 公園の面積が増えることが良いことかもしれないが、しっかり維持管理をすることがあわせて重要。そういった観点も必要ではないか。	検討する。	テーマ「自然・環境」の④において、既存公園などまとまったみどりの保全や維持管理等による質的向上」を追加し、公園の維持管理に関する視点を記載した。
駅周辺だけでなく、市全体としてどういった機能や施設が求められているかの分析はできているのか。	お住まいの近くの地域においてどういう施設が必要かという回答で頂いている意見について、回答者の地域とクロス分析を行い、地域ごとにどういう特徴があるのか把握を進めて行く。	アンケートで確認し、地域別カルテに一部情報を整理した。
R6.9.3 庁内検討委員会 国道254号バイパス沿道エリアの範囲が広いように思えるが、将来的な計画の考えを教えていただきたい。	エリアの範囲は、ある程度ぼやかして表現している。将来的には地区計画を活用しながら店舗を増やす等の沿道の活性化が考えられる。	県道79号線沿道も含めるような範囲を設定している。
R6.10.2 都市計画審議会 朝霞駅、朝霞台駅周辺に過度に成長を期待するような運用をしないで、分散型で、過度な車に依存しなくても生活ができるまち、商店も、大規模店ではなく、何か300m圏内ぐらいにぽんぽんぽんとあるような、そういうまちづくりを施行したら、朝霞市に合っていると感じた。	地域別の構想を作っている段階で、そういった地域別の特色があつていいと思うので、地域別の中で検討していく。	市全体では、二つの駅を都市拠点として位置付けているが、過度に車に依存せず地域で生活できるという観点も重要であるから、にぎわいに「地域を支える既存商店街を活用した生活に身近な商業環境の充実を支援」やくらしに「地域ごとの都市機能の適正配置」を位置づけた。
「公共交通らくらく移動ゾーン」「歩いて暮らせる駅ちかゾーン」は、公共交通の計画ができて出てきた表現だと思うが、住んでいる人に不快な思いをさせる表現ではないか。	ご意見をふまえ修正を検討する。	「公共交通らくらく移動ゾーン」のゾーン分けは削除し、「歩きたくなるウォーカブル推進モデルゾーン」や「住みよいくらしゾーン」とした。
黒目川に関する景観の部分についても表現してもらいたい。	景観に関する部分など、個別の要素は各テーマの方針図で表現していく。	「黒目川の景観づくり重点地区の指定の検討」等を記載した。
都市計画道路の未整備区間の見直しについて、早めに結論を出すことが必要である。	全てのテーマの方針図を皆さんと議論し、最終的に将来都市構造図として何を表現するべきかを再度議論させていただく。	「長期未整備都市計画道路の見直し」を取り組みとして位置付けたが、具体的な路線を現時点では示すことは難しいため将来都市構造図への図示はしていない。

R6.12.23 都市計画審議会		
市街化調整区域に福祉施設が立地している傾向にあるが、今後どのような対応をしていくのか。	現時点では立地に対して抑制することは考えていないが、市民の意見や総合計画の検討等を踏まえ対応を検討していく。	一律に規制するものではないが、テーマ「安全・安心」に「災害リスクのあるエリアへの福祉施設等の立地抑制」を位置付けた。
流域治水による水害への対策を具体的に書いてほしい（土のうの配布等）	今後検討する。	テーマ「安全・安心」の①に、「総合的な治水対策」に加え「水害リスクの低減に向けた雨水・排水対策」として、雨水貯留施設の整備や既存道路の改良等を例示した。
基地跡地のみどりをしっかり位置付けてほしい。	今後検討する。	みどりの拠点として位置付けた
例えば、防火地域、準防火地域について、現在指定されているところが中心だがもっと全体的にかけていく方針でよいのではないか。方針図として遠慮している印象。	今後検討する。	具体的なエリアを示すことは難しいが、指定を増やしていくという観点から、テーマ「安全・安心」の③に「防火・準防火地域の指定による防火対策の推進」を位置付けた。
危ないエリアへの福祉施設の立地について、まちづくり側からできることはないか。	立地適正化計画で取り組むこととなるが、具体的な検討は進んでいないのでこの都市計画マスタープランに記載するかどうか今度検討する。	テーマ「安全・安心」に「災害リスクのあるエリアへの福祉施設等の立地抑制」を位置付けた
市の施設をどのように地域の中で確保し、市民が地域で暮らし続けられる体制を作るかという観点を検討してほしい。	今後検討する。	地域の施設をカルテの中で提示することで、生活するうえで不足している施設がないかといった観点も含まれた議論がサロンにて行われたと認識しており、そのサロンの内容を踏まえ現在の取り組みをまとめている。（例：内間木地域、「教育や文化・福祉などの機能充実を検討」）
防災面を向上させる取組を考えたときに、「私らしい暮らしの」の「②住環境の改善」の中で、「狭い道路が多く、道路や公園などの都市基盤の不足が見られる地区や、木造住宅や老朽住宅などが密集する地区などにおける総合的な住環境の改善」とあるが、古い建物の建替への対策がリンクしていない。	今後検討する。	テーマ「安全・安心」の③に「住宅密集地等の防災機能強化や私道も含めた狭い道路の交通環境の整備、防火対策の推進」と「建物の更新・維持管理」の2つの取り組みを記載した。
住宅密集地等への対策として、防火地域・準防火地域の指定等のほか様々な手法がある。一方で位置付けられた取組の理由が伝わらない。目的と取組による効果を説明できる必要がある。	今後検討する。	現状・課題を示したうえで、必要な取り組みをまず事務局として提示、その内容を踏まえ、委員から意見を伺っており、不足している観点があれば追加する等の対応をしている。
課題・現状という表現は、でこぼこの「ぼこ」の部分を埋めるように見えてしまう。プラスのところ朝霞らしいところもあることを意識して書き分けていただきたい。	今後検討する。	地域別構想の検討の際は、課題だけでなく、良いところも視覚的に伝わるよう表現を工夫した。
住民の意見をしっかり盛り込み、アンケートの意見がどう反映されたか見えるようにしてほしい。	今後表現を工夫する。	将来像や地域別の取組の検討の際に、アンケートやサロンの意見も記載し、住民の意見を反映していることを表現している。
R7.2.14 庁内検討委員会		
現行の計画から漏れがないか、新たな項目の追加に漏れがないかの確認が必要。市民に将来像が伝わるよう、分かりやすい大枠があると良いと思う。	全体の方向性は総合計画に即すことを考えている。マトリックス図を作成して事業等の漏れがないか確認しており、新たな取組等も検討している。	地域別取組の検討の際に現行計画から漏れがないかチェックを行い、全体構想にも反映した。また、審議会・検討委員会を通じて新たな項目として追加すべき事項がないか確認している。
朝霞市は土地の値段が高いことから、住宅密集地を解消するハードルが高い。そのため、「不燃化対策の推進」のような表現でも良いのではないか。	ご意見を踏まえ、表現を見直したい。	「住宅密集地等の防災機能強化」「防火対策の推進」といった表現に修正している
テーマ「私らしい暮らし」の「大柱2」で公共施設の統廃合に関する記載について、公共施設の総合管理計画との整合性を確認したい。	記載内容について、担当課と調整したい。	庁内で調整した内容を記載している。
テーマ「安全・安心」について、記載されている内容を踏まえると、「復興」でなく「復旧」ではないか。	ご意見を踏まえ、表現を見直したい。	ご意見のとおり修正した。

「復興」と記載する場合はもっと書き込む必要がある。		
大柱、小柱の中柱がないのは違和感がある。また、「テーマ」に「柱」が紐づくことに違和感がある。大テーマ、中テーマ、小テーマという表現はどうか。	都市計画審議会のご意見も伺いながら検討していく。	柱という表現を削除した。
R7.3.12 都市計画審議会		
各テーマの取組を「大柱」「小柱」「主な取組」の項目で整理しているが、わかりやすい表現に工夫してほしい	各テーマの取組の整理については、引き続きわかりやすい表現となるよう検討する。	柱という表現を削除した。
主な取組をすべて洗い出したうえで、小柱・大柱がまとまくるのではないか。例示という表現ではなくすべて記載する必要があるのではないか。	都市計画マスタートップランは、都市計画の全体の方向性を示すものなので、こちらに細かいことを書きすぎると、この下に位置付いてくる各種個別の計画に支障が出てきてしまう懸念もあり、細かすぎないように記載している。	対応する個別の事務事業については府内で調整し別途整理している。
私らしい、ひとりひとり、自分らしい、などの表現がある。表現を統一したほうが良い。	検討する。	私らしいに統一した。
持続可能に、子供への環境教育的な要素をいれられないか。	検討する。	イベントの実施の中でこどもへの教育についても実施していくことや、みどりの基本計画に基づき実施をしていくことを考えているので都市マスの中では具体的な表現をしていない。
限られた予算というのは理解できるが、できないから計画にも書かないということではなく、検討だけはせめて続けてほしい。	優先順位はもちろんあるが、計画としては引き続き検討していく。	具体的に記載できるところ、検討までは記載できるところ等、府内で調整したものをお示ししている。
朝霞らしい、ということを考えていきたい。例えばにんじんの日をつくってほしい。	検討する。	「にんじんの日」については、都市計画マスタートップランとして具体的な記載は難しいが、朝霞らしさを考えることについては関係課と共有し検討する。
「市街地と自然をつなぐ、選択肢のある住環境を整える」の意味が分かりにくい。	他のテーマも含めて表現を再確認する。	朝霞らしい、市街地と自然が共存する中で、市街地や自然に近いエリアなど様々な住環境が想定され、そのそれぞれで住まうことができる環境を整える、という意味合いであり、現状のままとしている。
「まちづくりのテーマの目標」は「目標」で良いのではないか。ほかにもくどい表現が多い。	精査する。	指摘の箇所含めくどい表現は見直した。
「快適な移動」の幹線道路について、自転車の記載はあるが歩行者の記載はない。実際には歩行空間も丁寧に扱っていくことになると思う。他のテーマも含めて、ぬけがないのかどうかしっかりと精査していく行く必要がある。	精査する。	幹線道路については基本的に円滑な交通を扱うこととし、歩行者の視点は重要だが、他の④⑤⑧を中心に対応する。
ゾーン30など現在指定されている部分のみ記載されているが今後の議論の中で、広げていくという考えが出るのだとすると足していく必要がある。	精査する。	今後進める方針であるエリア（朝霞駅南口、北朝霞駅西口）は図示した。一方で、エリアの範囲が図示できないことから、通学路一体などについては一律で全体構想に記載している。
R7.4.23 府内検討委員会		
将来都市構造図から254号バイパスの沿道に商業施設を誘導することが読み取れない。商業施設を誘導する場合、県の都市計画課から指摘を受ける可能性があるため、具体的に記載する必要がある。なお「沿道土地利用の促進」のみでは足りないと聞いた。	将来都市構造図では「沿道土地利用の促進を図る」という記載をしている。確認し、表現を改める。	「産業（商業・工業を含む）用地を確保する等沿道土地利用の促進を図ります」という記載に修正する。
「道路基本整備計画」の「朝霞市が目指すべき道路ネットワーク」では幹線道路と補助幹線道路を分けて記載しているので、それに倣った表現にしていただきたい。	今後、表現を改めさせていただく。	資料4-1のテーマ「快適な移動」の方針図に道路整備基本計画の「朝霞市が目指すべき道路ネットワーク」を反映した。
「植栽と貯水性を兼ね備えた機能の整備」のイメージを教えていただきたい。緑地の整備とは異なるのか。	貯水性を兼ね備えたものをグリーンインフラと認識している。表現を改めさせていただく。	「グリーンインフラによる機能性と環境へ

		の配慮を両立した施設整備の推進」に修正した。
「②インフラの老朽化」に「遊具の更新・長寿命化」が記載されていることに違和感がある。災害に備えるためのインフラと遊具の関連性を考え、表現を改めて考えていただきたい。	担当課と議論を進めたい。	老朽化に伴い遊具が破損するという事象が発生していることを踏まえ、担当課と調整のうえそのままの表現とした。
老朽化対策と耐震化は別の観点であり、老朽化対策で耐震化を行ってはいない。「強化」という表現であれば問題ないと思う。	八潮市の件を踏まえ、特だしをして記載した。インフラの強化という表現に修正する。	ご指摘のとおり修正した。
当日はプロジェクトに資料を投影し、ポインターで示しながら説明すると分かりやすいのではないか。	説明の仕方についても検討を進める。	会議での資料の見せ方を工夫した。
R7.5.16 都市計画審議会		
学校や生涯施設や福祉的な拠点など、都市施設としての計画的な整備といった内容は記載すべきではないか。	上記とあわせ今後整理する。	「教育や文化・福祉などの機能充実の検討」等を位置付けている。具体的などのように機能を充実させていくかといった観点は個別計画で検討する。
ウォーカブル地域の明示がないのではないか。	ご指摘を踏まえ、修正する。	快適な移動、という観点では、市内全域で人中心の歩きたくなる道づくりをする必要があると考えているため、具体的な地域は明示していない。賑わいの観点からは特に駅前周辺で実施していきたく、その中で示すことで考えている。
「⑨人中心の歩きたくなる道づくり」の中に黒目川沿いを歩くという観点も必要ではないか。	ご指摘を踏まえ、表現を見直しする（第3回審議会以降）。	河川沿いの遊歩道の整備を位置付けた。
交通安全の観点では、自転車にのる際のルールを、子どもから大人まで広げていくという観点を盛り込んでいただきたい。	「④安全に生活できる身近な道づくり」の中の例として、「自転車の乗り方のルールの普及・啓発」というのを記載しており、ここで補完していく。	左記のとおり。
緑の軸として表現するのであれば持続可能という意味も踏まえて、維持管理が重要になってくる。みずの軸も、桜並木の維持管理も重要であり、さらにその空間が快適な空間になっていくと良いと思う。	ご指摘を踏まえ、どこまで記載できるかも含めて検討する。	「河川敷の整備、植栽（桜並木等）の維持管理」を取り組みとして追記した。
将来都市構造図において「緑の軸」を表現しているのであれば、テーマの方針図にも表現すべきではないか。	ご指摘を踏まえ方針図に「緑の軸」を表現するよう更新する（第3回審議会以降）。	テーマの方針図にも記載した。
無電柱化の方針では、整備路線として「シンボルロード」のみ示されているが、それ以外の路線では実施していかないのか。	現時点での方針では「シンボルロード」を優先道路として位置付けているが、緊急輸送道路についても無電柱化に向けた検討を行うこととしている。	現行計画では想定されるシンボルロードのみ図示しているが、取り組みとしては市全域で実施し、個別計画に基づき推進する。
ゾーンの名称で「歩いて暮らせる」とあるが、全域が該当してしまうことから、ネーミングの再検討が必要であり、「住居系」や「工業系」などを含め、どんな取り組みをするゾーンなのか、ネーミングから読み取れるよう表現を工夫してもらいたい。	ご指摘を踏まえ、表現を見直しする（第3回審議会以降）。	「歩きたくなるウォーカブル推進モデルゾーン」「住みよいくらしゾーン」「産業と共生ゾーン」と修正した。
「国道254バイパス沿道ゾーン」について、具体的な取組内容が読み取れない。また設定範囲が広すぎないか。道の駅など具体的な誘致を前向きに検討する表現ができないか。	ご指摘を踏まえ、表現や範囲を再検討する（第3回審議会以降）。	今後サウンディング調査を実施し誘致等を行う内容を検討していくこととなるため、具体的な施設を明記することは難しいことをご理解いただきたい。なお、産業（商業・工業）を含むことは明記する。
「医療と福祉と教育の拠点ゾーン」について、新たな施設の建設を進めるのか、抑制するのか記載すべきではないか。	施設の維持と都市機能の補完を目的とすることを基本として表現を見直しする（第3回審議会以降）	施設の立地を促進・抑制するものではなく、エリアに立地する大学や病院と連携することがわかるよう、「産学官連携ゾーン」と修正した。
「住居系ゾーン」、「産業系ゾーン」については、他の凡例とバランスをとったボリュームで記載すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、表現を再検討する（第3回審議会以降）。	「住みよいくらしゾーン」「産業と共生ゾーン」と修正した。
地域別サロンについて、各地域によって設問が異なつ	不足する部分は精査し、次回以降のサロンで補うよう工夫したい。	左記のとおり

ているが、例えば北部では安心・安全の課題が無いように読まれるのではないか。		
R7.6.24 庁内検討委員会		
地域別サロンで出た意見が、必ずしも計画に反映されることはないと思うが、参加者にはどのように伝えたのか。また、他部署との連携は想定しているのか。	地域別サロンは、都市計画マスタープランの内容を地域の方に一緒に考えていただくことに加え、地域の方々自身が何をできるのかを考えていただくことを目的にして実施し、意見がそのまま載るとは限らないことは伝えている。	市として掲載できるか府内で調整のうえ記載している。なお、サロンの生の意見は本編にて整理する。
内間木地域について、水害対策に関する議論があまりされていないように思える。構想の土台になるものは、地域別サロンでの意見の有無に関わらず、掲載する必要があるのではないか。まとめ方の確認をしたい。	重点課題について、サロンの第1・2回で検討してきたが、第3回はテーマを絞って議論していた。資料3では、地域別サロンで出た意見やアンケート等を整理してまとめている。	サロンの内容だけでなく、市として必要な取り組みは掲載している。
内間木地域について、将来像の「戻ってきたまち」という表現は、どういった意味合いか。	地域別サロンにて、内間木地域で育った子どもが地域を出てしまうという意見あり、一度、地域を出ていった人が戻ってくるまちとすることを意図して記載した。	再考しサロンの意見をそのまま載せるのではなく市として掲載できる内容とし、「戻ってきたまち」の表現は削除した
一人の意見に思えるキーワードがあるが、それを地域のキーワードとして載せるのか。	ご意見を踏まえ、表現を見直す。	サロンの意見を参考にしつつ、市として掲載できる内容を前提に資料を修正した。
「乗降客」は地域の特徴を表すキーワードではないと思う。地域の特徴を表すキーワードとしてサロンの意見をそのまま反映するのではなく、市で調整する必要があると思う。	ご意見を踏まえ、表現を見直す。	サロンの意見を参考にしつつ、市として掲載できる内容を前提に資料を修正した。
地域づくりの基本方針について、歴史に関することが記載できると良い。	ご意見を踏まえ、検討する。	東部地域で「歴史的文化資源の保全とまちづくり資源としての活用」や南部地域で「川越街道の歴史的要素の保全やまちづくり資源としての活用」を記載した
北部地域の将来像について、「インクルーシブなまち」がどのようなまちなのか、想像ができない。	子どもから高齢者を含むまちづくりを意図して表現した。インクルーシブを別の言葉に置き換えることを検討したい。	サロンの意見を参考にしつつ、市として掲載できる内容を前提に資料を修正した。
将来像は、地域別サロンでのワークを踏まえての将来像するのか、または市としての将来像とするのか。	現行の都市計画マスタープランは、地域別サロンで将来像を考えているが、改定版では地域別サロンの意見を参考にして事務局が将来像を精査することを考えている。	サロンの意見を参考にしつつ、市として掲載できる内容を前提に資料を修正した。
「緑・歴史」など、将来像の設定が大きいので、結果的には地域全体に関連することになるのではないか。建付けを整理したほうがよい。	ご意見を踏まえ、表現を見直す。	ご意見をふまえ改めて将来像は設定しなおした。
一部の人の意見として設定した「まちづくりの5カ条」がかなり重要な要素のように見える。例えば、南部地域の課題の1つに「延焼リスクの高い住宅密集地区がある」との記載があるが、将来像は「あさかの中心としてにぎわいを牽引しつつ緑や歴史、地形などの地域資源を活かした楽しいまち」となっている。	ご意見を踏まえ、資料を修正する。	サロンの意見を参考にしつつ、市として掲載できる内容を前提に資料を修正した。
「安心・安全」と「安全・安心」を統一したほうが良い。	ご意見を踏まえ、資料を修正する。	「安全・安心」に統一した。
地域によって掲載内容が異なるが、どのような意図でそうしているのか。地域別サロンで出された意見を、計画にどのように反映・掲載するのか。	この後の議論では、東部地域と南部地域の2地域について、地域づくりの方針の議論をする想定であるため、資料の構成が異なっている。地域別サロンの内容は、今回の資料をブラッシュアップしたものをコラムとして計画に載せる想定でいる。	ご意見を踏まえ、大幅に資料構成を見直した。
「基地跡地」に関する記載が散見されるが、地域別サロンの意見として掲載するのか、実際の取組として掲載するのか。	基地跡地の活用について考えていきたいが、基地跡地を開放するような内容に読み取らないように都市計画マスタープランでの表現を気をつけたい。	担当課とも調整し支障のない表現に調整している。

資料に記載されている、地域の概要→地域に関する評価→地域の特徴を表すキーワード→まちづくりの5力条→将来像→地域づくりの基本方針リンクしているよううにが見えない。	課題とサロンの結果の両方を踏まえて地域づくりの将来像を設定しており、「地域づくりの方針」は、将来像を実現するためのものとして掲載している。将来像や取組を考える際には、「まちづくりの5力条」を切り離して考えている。	サロンの意見を参考にしつつ、市として掲載できる内容を前提に資料を修正した。
R7.7.8 都市計画審議会		
今後地域別構想を策定する際に、都市計画道路など本来載せるべき内容が、サロンの意見としては見受けられない部分がある。どのように扱うのか。	地域別構想を策定する際には、サロンの内容も踏まえ市で整理する。必要な施策が掲載されるよう調整する。	サロンの意見を参考にしつつ、市として掲載できる・すべき内容を前提に資料を修正した。
全体構想と地域別を切り離して考えてもよいのではないか。地域別では個別の施策を知らない人もいる中で丁寧に議論を進めたほうが良いのではないか。	まずは今年度策定する方針で進めていきたい。	現状としても今年度策定する方針で進めていく。
都市計画審議会やサロンで意見を別の計画にも反映すべきではないか。逆に他の部署での検討事項は都市計画マスタープランに反映すべきではないか。	庁内で連携して進めている。	取組内容として庁内で連携して進めている。

議案第2号

朝霞都市計画生産緑地地区の変更について
(朝霞市決定)

朝霞都市計画生産緑地地区の変更（朝霞市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中第140号生産緑地地区ほか6地区を次のように変更する。
- 2 都市計画生産緑地地区中第243号生産緑地地区を次のように廃止する。

名 称	面 積	備 考
第140号生産緑地地区	約0.67ha	
第160号生産緑地地区	約1.33ha	
第162号生産緑地地区	約0.36ha	
第170号生産緑地地区	約0.15ha	
第201号生産緑地地区	約0.75ha	
第222号生産緑地地区	約2.13ha	
第243号生産緑地地区	約0.08ha	廃止
第256号生産緑地地区	約0.27ha	

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

法第14条の規定に基づく行為制限の解除及び市の追加指定基準に基づく新たな農地の指定により、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定（第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定）に基づき、朝霞都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したもので

【朝霞都市計画における位置等】

第201号：朝霞市北西部

第243号生産緑地地区：朝霞市南西部

第140号、第160号、第162号、第170号、第222号、

第256号生産緑地地区：朝霞市南東部

【変更の必要性】

第140号、第160号、第170号、第256号生産緑地地区：

市の追加指定基準に基づき、地区に隣接する農地を新たに指定したため。

第162号、第201号、第222号、第243号

生産緑地地区：法第14条の規定に基づき、行為制限が解除されたため。

【変更の内容】

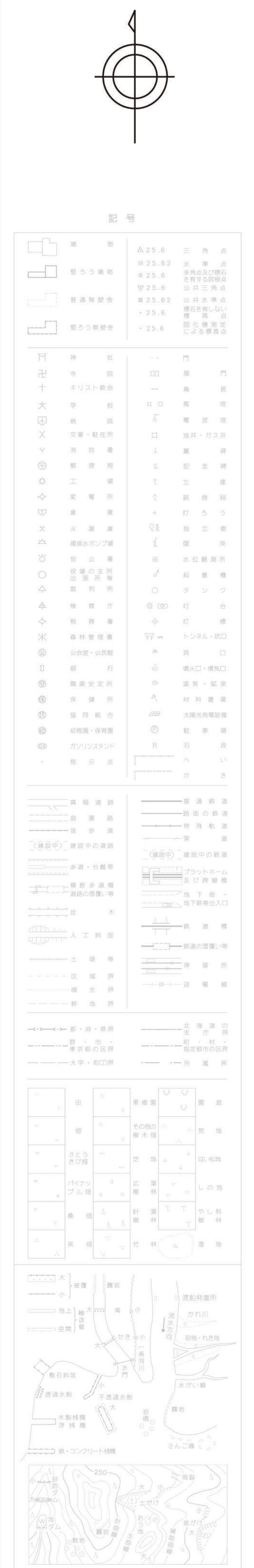
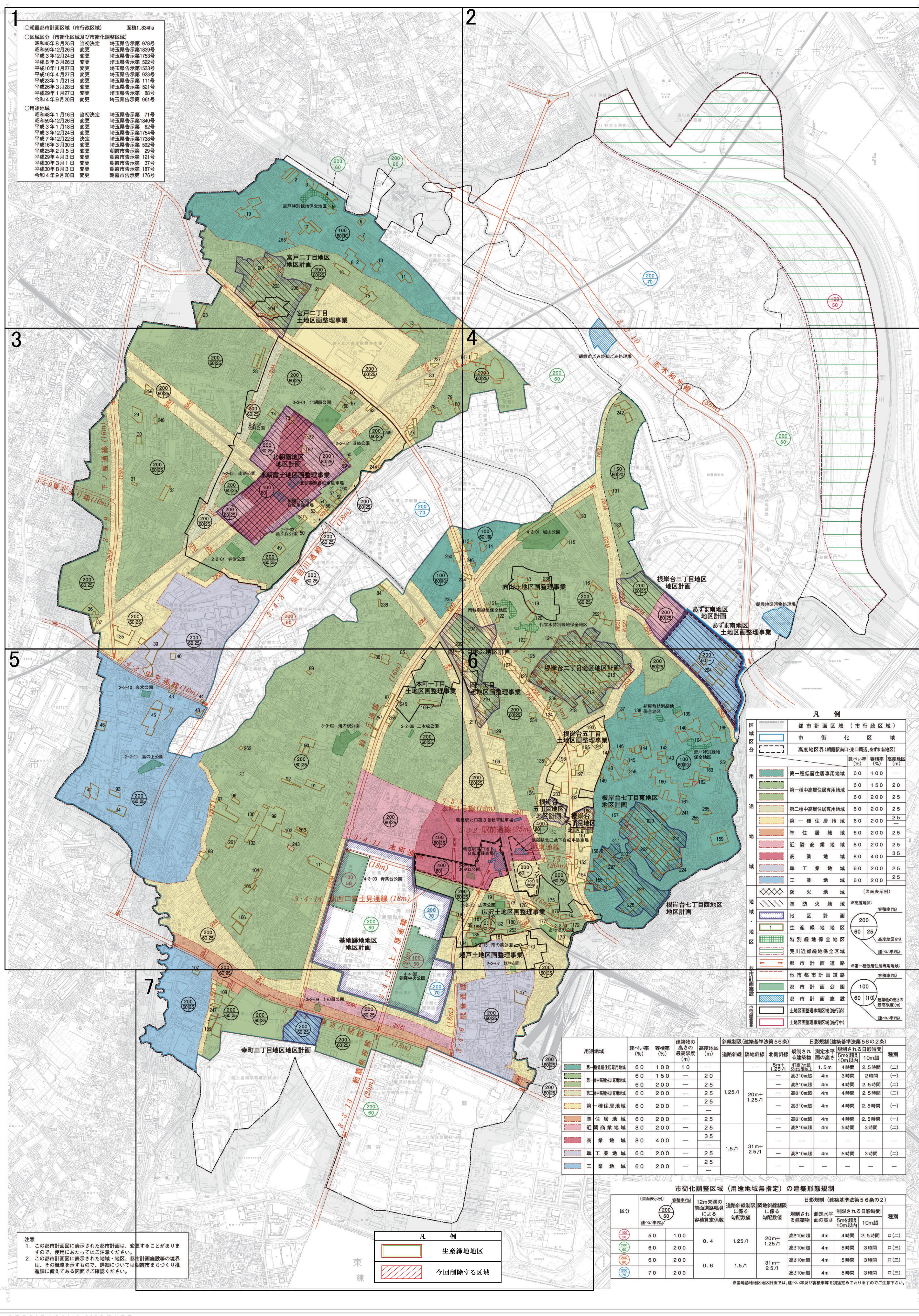
第140号、第160号、第162号、第170号、第201号、第222号、

第256号生産緑地地区：面積及び区域の変更

第243号生産緑地地区：地区の廃止

朝霞市都市計画図

令和五年三月作成



標識系は平成14年規程による国土交通省告示第9号の
○投部に表示してある高さは、原則としてローメートル単位
○投部の基準は、原則として平均海面
○等高線の間隔は2メートル

朝霞市役所

市街化調整区域（用途地域無指定）の建築形態規制

区分	（面積表示例） 100 60 (10)	容積率 1.00	建築物の 高さの 最高限度 (m)	斜線制限（建築基準法第56条の2）
第一種低層住居専用地域	6.0	1.00	1.0	5m+ 1.25/1 2.5m 5m+ 1.25/1 10m超
第一種中高層住居専用地域	6.0	1.50	2.0	5m+ 1.25/1 4m 3時間 2時間
第二種中高層住居専用地域	6.0	2.00	2.5	5m+ 1.25/1 4m 4時間 2.5時間
第一種住居地域	6.0	2.00	2.5	5m+ 1.25/1 4m 4時間 2.5時間
準住居地域	8.0	2.00	2.5	5m+ 1.25/1 4m 5時間 3時間
近隣商業地域	8.0	2.00	3.5	5m+ 1.25/1 4m 5時間 3時間
商業地域	8.0	4.00	—	5m+ 1.25/1 4m 5時間 3時間
準工業地域	6.0	2.00	2.5	5m+ 1.25/1 4m 5時間 3時間
工業地域	6.0	2.00	—	5m+ 1.25/1 4m 5時間 3時間

日影規制（建築基準法第56条の2）

区分	（面積表示例） 100 60 (10)	容積率 1.00	建築物の 高さの 最高限度 (m)	斜線制限（建築基準法第56条の2）
第一種低層住居専用地域	6.0	1.00	1.0	5m+ 1.25/1 2.5m 5m+ 1.25/1 10m超
第一種中高層住居専用地域	6.0	1.50	2.0	5m+ 1.25/1 4m 3時間 2時間
第二種中高層住居専用地域	6.0	2.00	2.5	5m+ 1.25/1 4m 4時間 2.5時間
第一種住居地域	6.0	2.00	2.5	5m+ 1.25/1 4m 4時間 2.5時間
準住居地域	8.0	2.00	2.5	5m+ 1.25/1 4m 5時間 3時間
近隣商業地域	8.0	2.00	3.5	5m+ 1.25/1 4m 5時間 3時間
商業地域	8.0	4.00	—	5m+ 1.25/1 4m 5時間 3時間
準工業地域	6.0	2.00	2.5	5m+ 1.25/1 4m 5時間 3時間
工業地域	6.0	2.00	—	5m+ 1.25/1 4m 5時間 3時間

日影規制（建築基準法第56条の2）

区分	（面積表示例） 100 60 (10)	容積率 1.00	建築物の 高さの 最高限度 (m)	斜線制限（建築基準法第56条の2）
第一種低層住居専用地域	6.0	1.00	1.0	5m+ 1.25/1 2.5m 5m+ 1.25/1 10m超
第一種中高層住居専用地域	6.0	1.50	2.0	5m+ 1.25/1 4m 3時間 2時間
第二種中高層住居専用地域	6.0	2.00	2.5	5m+ 1.25/1 4m 4時間 2.5時間
第一種住居地域	6.0	2.00	2.5	5m+ 1.25/1 4m 4時間 2.5時間
準住居地域	8.0	2.00	2.5	5m+ 1.25/1 4m 5時間 3時間
近隣商業地域	8.0	2.00	3.5	5m+ 1.25/1 4m 5時間 3時間
商業地域	8.0	4.00	—	5m+ 1.25/1 4m 5時間 3時間
準工業地域	6.0	2.00	2.5	5m+ 1.25/1 4m 5時間 3時間
工業地域	6.0	2.00	—	5m+ 1.25/1 4m 5時間 3時間

※基地跡地地区計画では、建ぺい率及び容積率を別途定めておりますのでご注意下さい。